

国土交通省  
環境省 令第五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百二十八号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第四十三条の七第一項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の六の規定に基づき、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令及び油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月八日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

環境大臣 若林 正俊

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令及び油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

(船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部改正)

第一条 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令(昭和六十二年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第二項」を「前各項」に、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下「令」という。)」を「令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この省令において「高粘性物質」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下「令」という。)(別表第一第一号に掲げるX類物質等(以下単に「X類物質等」という。))又は同表第二号に掲げるY類物質等(以下単に「Y類物質等」という。))であつて、取卸しの際の温度において五十ミリパスカル秒以上の粘度を有するものをいう。

4 この省令において「低粘性物質」とは、高粘性物質以外の物質をいう。  
第二条を次のように改める。

(X類物質等に係るストリップング)

第二条 令別表第一の六第一号イの国土交通省令・環境省令で定める装置は、海洋汚染防止設備等、海洋

汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第二十七条第一項に規定するストリップング装置（以下「ストリップング装置」という。）とする。

2 前項のストリップング装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 船舶の縦傾斜及び横傾斜を貨物艙せうの吸引点に向かう貨物の流れを保持することができる傾斜にして用いること。

二 当該装置の能力の最大限度まで作動させること。

第三条の見出し中「A類物質等」を「X類物質等」に改め、同条第一項中「別表第一の八第一号口」を「別表第一の六第一号口(2)」に、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）」を「技術基準省令」に改め、同条第二項第一号中「貨物艙せう」を「貨物艙」に改め、同項第二号中「二十五」を「五十」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 洗浄水に洗浄剤を添加して洗浄する場合にあつては、当該洗浄剤はX類物質等を含まないものであ

ること。ただし、当該洗浄剤中のX類物質等（生分解試験において、易分解性であるものに限る。）の濃度の合計が十重量パーセント未満の場合にあつては、この限りでない。

第三条第二項に次の一号を加える。

四 イ又はロに掲げる方法（平成六年七月一日以後に建造された船舶にあつては、イに掲げる方法に限る。）により洗浄すること。

イ 貨物艙一艙当たりの洗浄水の量が、次の表の上欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した量以上となるように洗浄すること。

物質の区分	貨物艙一艙当たりの洗浄水の量（立方メートル）
凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるもの	$2.4 \times (15r^{0.8} + 5r^{0.7}) \times V \times 10^{-3}$
非凝固性物質であつて低粘性物質であるもの	$1.2 \times (15r^{0.8} + 5r^{0.7}) \times V \times 10^{-3}$

備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとす

る。

V 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値

r 貨物艙一艙当たりのX類物質等の残留量を立方メートルで表した数値。ただし、Vが一〇〇以下であつて当該残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあつては〇・〇四とし、Vが一〇〇を超え五〇〇未満であつて当該残留量が次の算式により算定した量未満である場合にあつては当該算式により算定した量とし、Vが五〇〇以上であつて当該残留量が〇・一立方メートル未満である場合にあつては〇・一とする。

$$r = 15 \times V \times 10^{-5} + 25 \times 10^{-3}$$

□ 洗淨機を(1)及び(2)に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げるサイクル数(洗淨機を連続して作動させた場合に当該洗淨機が同一の方位となるまでの一過程を一サイクルとした場合の数をいう。以下同じ。)以上作動させること。

- (1) 凝固性物質であるもの 一
- (2) 非凝固性物質であるもの 一

第三条に次の一項を加える。

3 前項（第四号口を除く。）の規定により洗淨が行われた貨物艙から除去された洗淨水（船外に除去されたものを除く。）は、当該貨物艙に積載されていた物質と同一のものが積載されていた他の貨物艙を連続して洗淨する場合にのみ用いることができる。この場合において、第一項の予備洗淨装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 前項第一号から第三号まで及び第四号イに掲げるところによること。この場合において、同項第二号中「水」とあるのは、「当該洗淨水中に含まれるX類物質等の濃度が五重量パーセント以下のもの」と読み替えるものとする。

二 洗淨後、洗淨した貨物艙のすべての表面について、水を用いて十分に洗淨すること。

第四条の見出し中「B類物質等」を「Y類物質等又はZ類物質等」に改め、同条第一項中「別表第一の八」を「別表第一の六」に、「非凝固性物質であつて取卸しの際の温度における粘度が二十五ミリパスカル未満のもの」を「Y類物質等（非凝固性物質であつて低粘性物質であるものに限る。）又は令別表第一第三号に掲げるZ類物質等（以下単に「Z類物質等」という。）」に改め、同条第二項中「別表第一の

八」を「別表第一の六」に、「技術基準省令第二十七条第一項に規定するストリッピング装置（以下「ストリッピング装置」という。）」を「ストリッピング装置」に改め、同条第三項中「次に」を「第二条第二項各号に」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第五条の見出し中「B類物質等」を「Y類物質等又はZ類物質等」に改め、同条第一項中「別表第一の八」を「別表第一の六」に改め、同条第二項第一号中「第三条第二項第一号及び第二号」を「第三条第二項第一号から第三号まで」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 イ又はロに掲げる方法（平成六年七月一日以後に建造された船舶にあつては、イに掲げる方法に限る。）により洗淨すること。

イ 貨物艙一艙当たりの洗淨水の量が、次の表の上欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した量以上となるように洗淨すること。

物質の区分	貨物艙一艙当たりの洗淨水の量（立方メートル）
凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるもの	$15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^3$

<p>非凝固性物質であつて低粘性物質であるもの</p>	$0.5 \times (15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3})$
<p>備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>V 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値</p> <p>r 貨物艙一艙当たりのY類物質等又はZ類物質等の残留量を立方メートルで表した数値。</p> <p>ただし、Vが一〇〇以下であつて当該残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあっては〇・〇四とし、Vが一〇〇を超え五〇〇未満であつて当該残留量が次の算式により算定した量未満である場合にあっては当該算式により算定した量とし、Vが五〇〇以上であつて当該残留量が〇・一立方メートル未満である場合にあっては〇・一とする。</p> $r = 15 \times V \times 10^{-5} + 25 \times 10^{-3}$	
<p>□ 洗淨機を(1)及び(2)に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げるサイクル数以上作動させること。</p>	



(1) 凝固性物質であるもの

(2) 非凝固性物質であるもの 二分の一

第五条に次の一項を加える。

3 前項（第二号口を除く。）の規定により洗浄が行われた貨物艙から除去された洗浄水（船外に除去されたものを除く。）は、当該貨物艙に積載されていた物質と同一のものが積載されていた他の貨物艙を連続して洗浄する場合にのみ用いることができる。この場合において、第一項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 第三条第二項第一号から第三号まで及び前項第二号イに掲げるところによること。この場合において、第三条第二項第二号中「水」とあるのは、「当該洗浄水中に含まれるY類物質等又はZ類物質等の濃度が五重量パーセント以下のもの」と読み替えるものとする。

二 洗浄後、洗浄した貨物艙のすべての表面について、水を用いて十分に洗浄すること。

第六条から第九条までを削る。

附則第二項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表を削る。

(油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令の一部  
改正)

第二条 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令(平成十二年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。